三春町水道事業

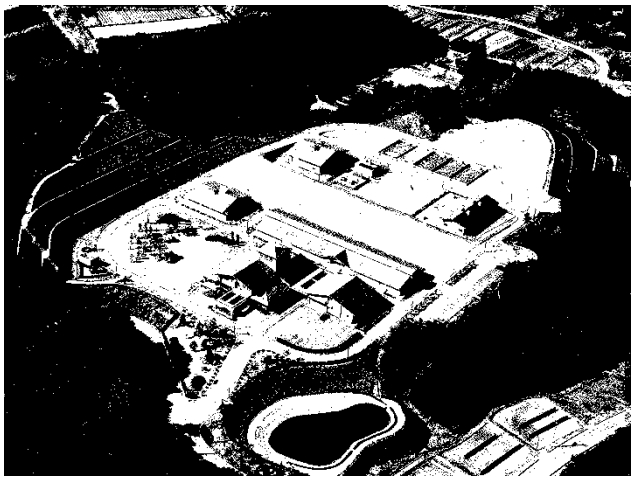

令和２年度

水質検査計画

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

（頁）

１ 基本方針 …… 1
２ 水道事業の概要 …… 2
３ 水道水源の概要 …… 4
４ 水質検査計画 …… 7
（1） 検査項目及び検査頻度 …… 7
（2） 検査採水地点 …… 8
（3） 臨時の水質検査 …… 9
（4） 水質検査方法 …… 9
（5） 水質検査を委託する当該委託内容 …… 11
（6） 水質管理において留意する事項 …… 12
５ お客様の声と水質検査 …… 12
６ 水質事故への対応 …… 13
７ 令和２年度水質検査画計表 …… 14
８ 令和２年度水質検査(月別) …… 15
９ 令和元年度水質検査結果 …… 16
参考資料 水質基準項目の説明 …… 21

令和2年4月

三春町企業局

１．基本方針

水源の特徴及び、水質管理において留意すべき事項を踏まえ、三春町企業局の水質検査の基本計画を策定しました。

① 検査地点は、水質検査が適用される給水栓（蛇口）に加え、浄水場（貯水池）入り口（原水）とします。

② 過去の検査結果及び水源の汚染状況を考慮し、検査頻度の減及び省略可能項目について検討し、効果的な水質検査を行います。

② 原水の検査として、年１回は消毒副生成物を除いた基準項目３９項目の検査を行います。

③ 原虫検査として、クリプトスポリジウム、ジアルジアの検査を実施します。

④ 水質管理目標設定項目である農薬（１１４項目）を散布時期に検査します。

⑤ 水道水中の放射性物質の管理目標値の変更に伴い、放射能核種（セシウム）の検査を週１回実施します。

（健水発 0305 第 2 号　厚生労働省健康局水道課長）

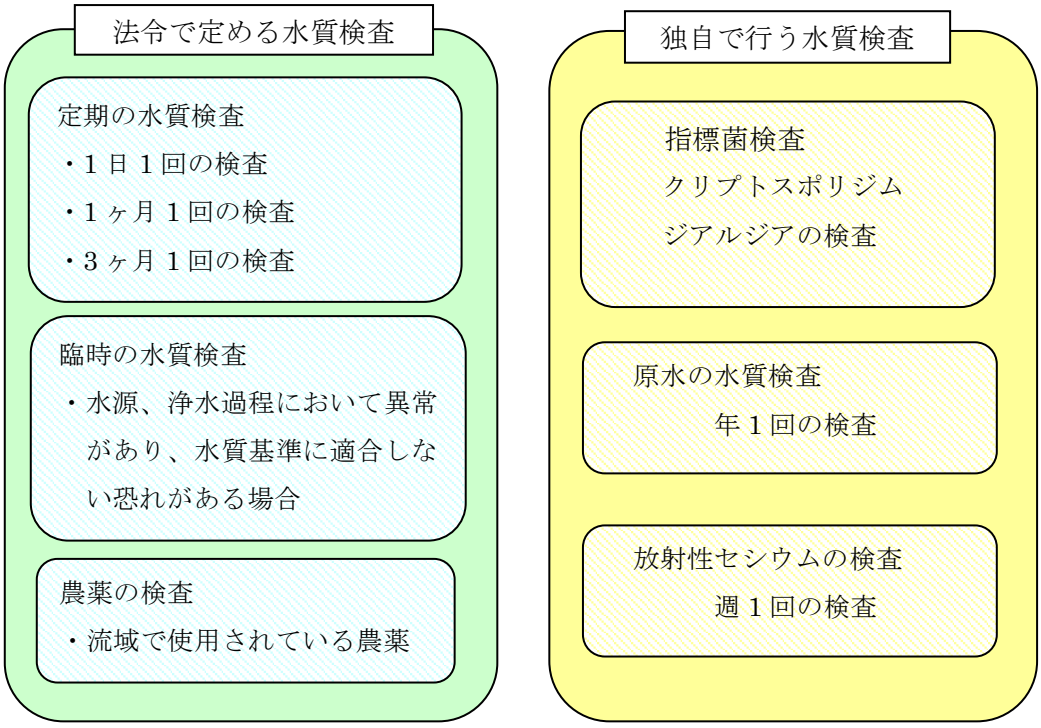

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況と浄水場のあらまし

三春浄水場は、大滝根川源流から下流 38km 地点の三春ダム上流端で取水しています。浄水場では「急速ろ過＋高度処理」方式で浄水処理したのち、芹ヶ沢・白山・山田の3配水池へ送水、そこから自然流下方式で皆さんのお宅や事業所などに給水しています。

三春町上水道事業の給水状況と、浄水場の概要は、次のとおりです。

1) 給水状況(平成30年度末)

給水区域内人口	14, 519人
給水普及率	88%
給水世帯数	5, 422世帯
1日配水能力	8, 000㎥
1人1日平均給水量	299リットル
1日最大給水量	5, 697㎥

三春町上水道給配水系統図

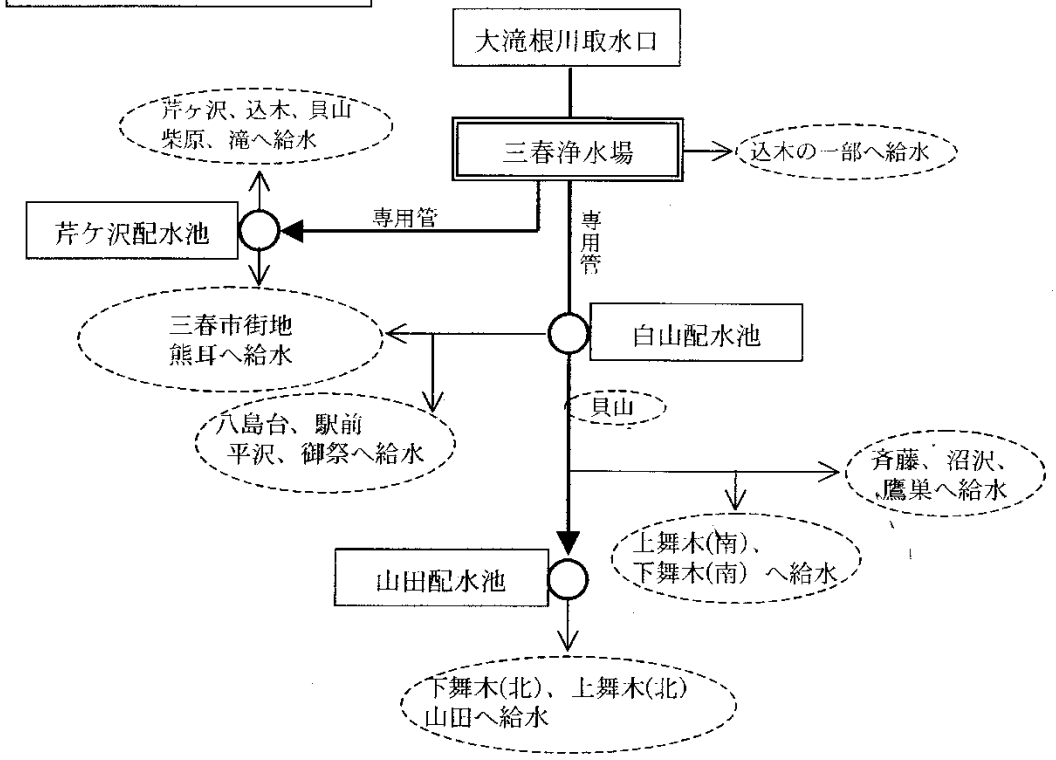

(2) 三春浄水場の概要

所在地	三春町大字込木(くぐりき)字大志田201
原水種類	大滝根川表流水
許可水利権	7，030㎥／日
施設能力	8，000㎥／日
沈でん池方式	凝集沈でん池(横流式沈でん池)
ろ過方式	急速ろ過池(砂ろ過)
浄水方法 (高度浄水方式)	取水口―沈砂池 ― 生物処理槽 ― 凝集沈殿池―急速ろ過 (ハニコームチューブ) ― 活性炭吸着池 ― 塩素混和池―浄水池 (ヤシ殻活性炭) ～送水ポンプ～配水池～(自然流下)～各家庭
使用薬品 (注入点)	凝集剤 － ポリ塩化アルミニウム(高塩基度) 消毒剤 － 次亜塩素酸ナトリウム(低食塩) (前・中・後塩素)

3) 給水系統

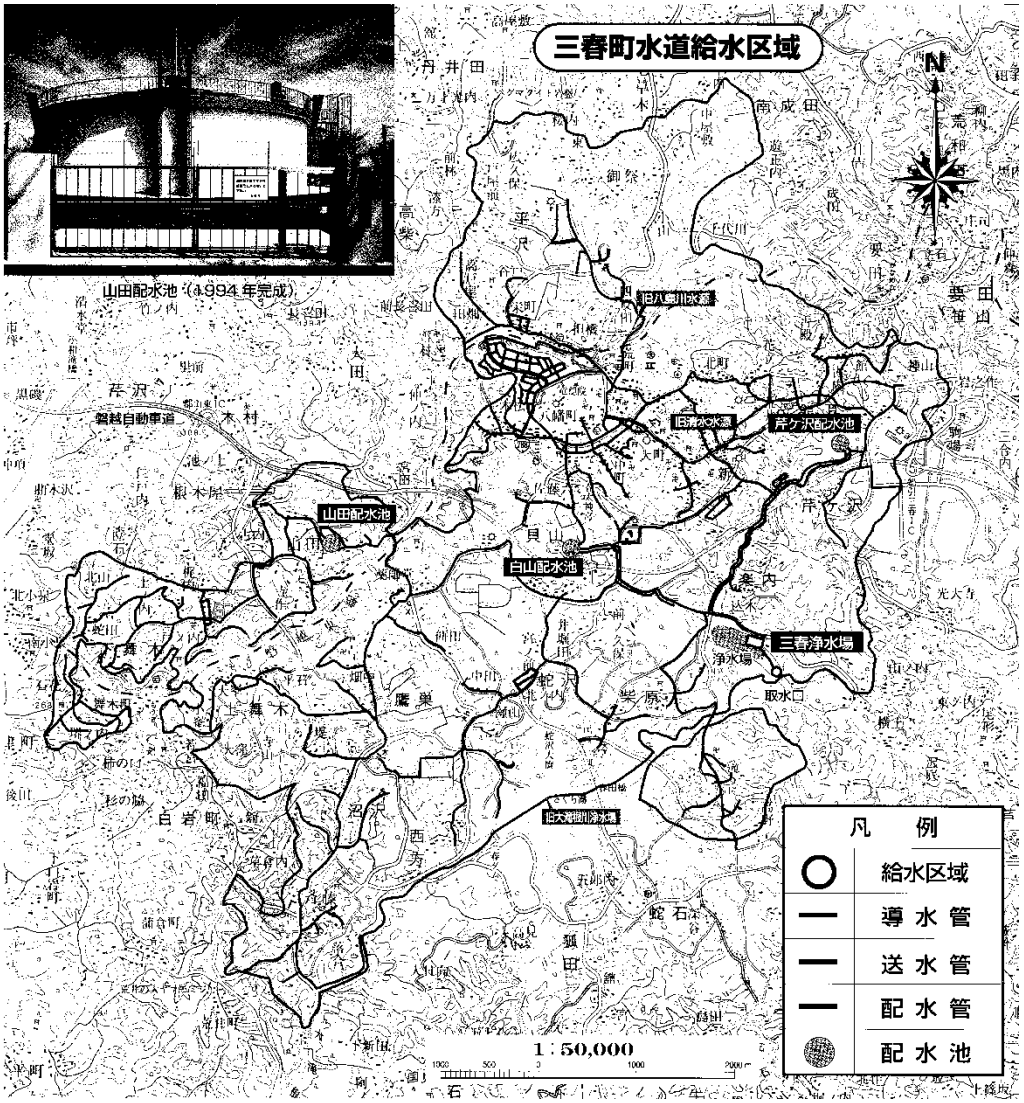

3 水道水源の概要

三春浄水場は、大滝根川から取水しています。河川の概況と水質管理の留意事項は次のとおりです。

(1) 大滝根川の概況

大滝根川の源流は阿武隈山地の最高峰大滝根山(標高1,192m)に発し、流域面積は226.4k ㎡、河川の延長は51．4km で田村地方を東西に流れ、郡山市内で阿武隈川に合流しています。

流域には田村市があり、約38，000人が住んでいます。流域の産業は農地が5，600ha、家畜は牛豚合わせて4，800頭が飼育される農業地帯です。その中に工場・事業所が約100ヶ所、分散立地しています。

(流域図)

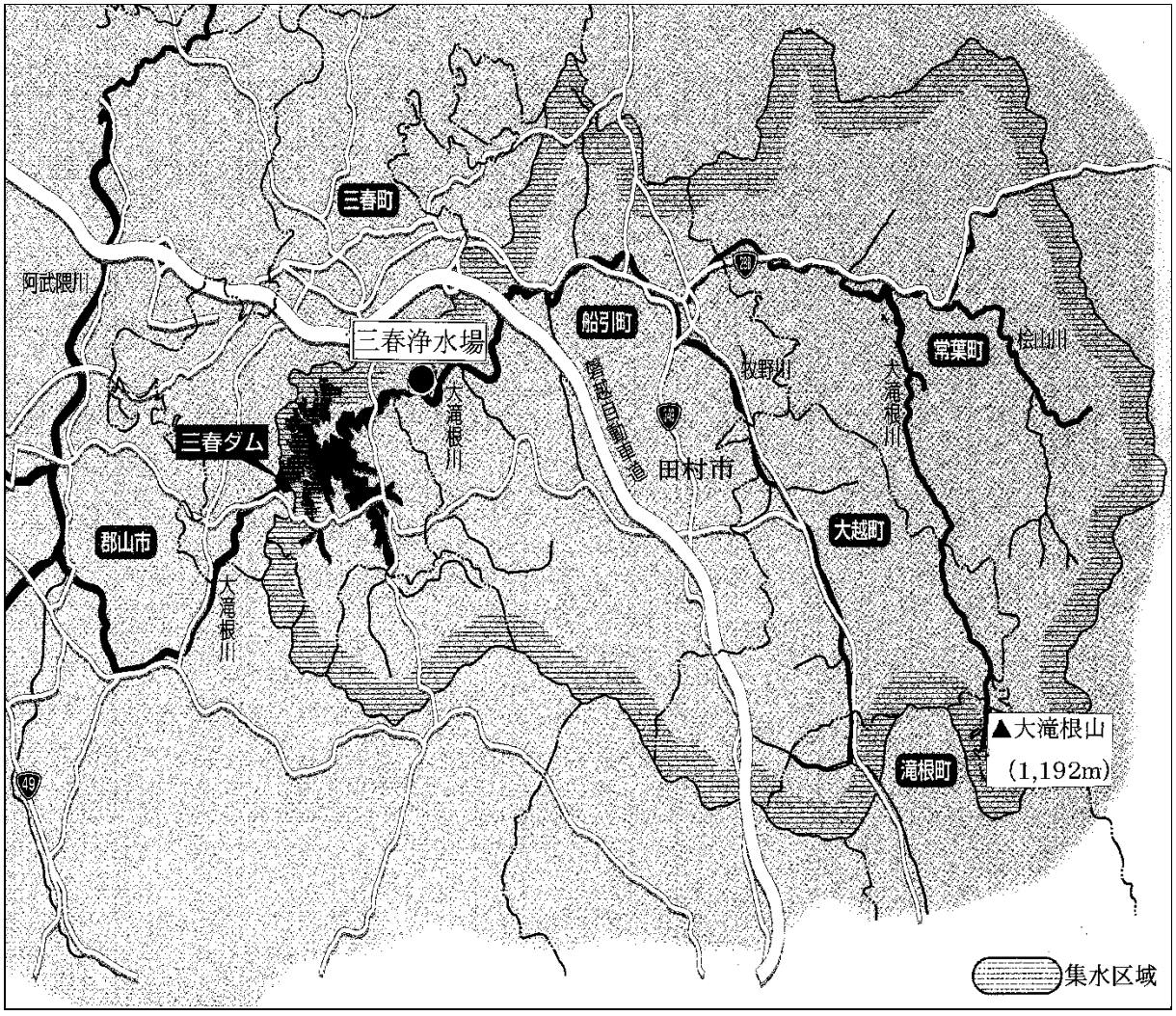

(2) 水質管理において留意すべき事項

本町の水道水源の上流域は広く、居住人口も多いことから、生活雑排水・肥料・農薬・工場排水等の影響を受ける恐れがあります。

このため、水質検査にあたっては水道法で定められた水質基準項目は当然ながら、測定することが望ましい水質管理目標設定項目についても定期的に検査します。

水道原水及び水道水における汚染の要因、水質管理上優先すべき対象項目は次のとおりです。

区　分	薬品・資機材の使用状況	汚染の要因	水質管理上の優先項目
原　水 (水源～ 浄水場取水口)	―	生活排水、し尿汚染 降雨による濁水 渇水期の水質悪化 農薬の影響	硝酸態窒素、亜硝酸態窒素 濁度 有機物(TOC) 使用農薬の把握
浄水工程 (浄水場取水口 ～給水栓)	浄水処理及び消毒の3工程で次亜塩素酸ナトリウム、原水の凝集工程にポリ塩化アルミニウム、最終工程にヤシ殻活性炭を使用	消毒副生成物	消毒副生成物 (11項目)

また、具体的な水源監視のポイントと水質管理における留意事項は次のとおりです。

＜水質監視のポイント＞

① 各家庭からの雑排水及び終末処理場(田村衛生処理センター、大滝根川水環境センター)放流水
② 畜舎、耕作地等からの排水、農薬・肥料類の流出
③ 流域事業所からの工場排水
④ 上流域における降雨による濁水
⑤ 本川及び支川流域での水質事故

＜水質管理における留意事項＞

① アンモニアや有機物質等のモニタリングと除去
② 水温上昇時における消毒副生成物のモニタリングと適切な低減化対策
③ 流域で使用される農薬類のモニタリングと適切な対応
④ 原水水質悪化に起因する異臭味障害等のモニタリングと適切な対応
⑤ クリプトスポリジウム等の病原性原虫のモニタリングと濁度管理の徹底
⑥ 流域での水質事故や高濁度発生時における河川管理者や他の水道事業体との連絡体制の強化

○クリプトスポリジウム（耐塩素性病原微生物）等対策指針項目について

厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について（平成 19 年 3 月 30 日健水発第 0330005 号)」の規定を基に検査を行います。

原水の種別と過去の指標菌（大腸菌数・嫌気性芽胞菌）の検出状況から、クリプトスポリジウムの汚染の恐れをリスクレベル（レベル 1～4）に判定し、水質管理を行っていきます。検査回数等は上記規定をもとにしますが、各水源の周辺の状況及び過去のデータ等を勘案し、検査を行っていきます。

水道原水にかかるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断

原水の種別	指標菌検出状況	
	検出	不検出
地表水	○	
地表水以外の水	○	
地表水等が混入していない被圧地下水以外の水		○
地表水等が混入していない被圧地下水のみの水		○

リスクレベル
レベル４
レベル３
レベル２
レベル１

原水のリスクレベル判定と検査項目、頻度

施設名	水源の種別	リスクレベル	検査項目・頻度
三春町上水道	地表水	レベル４	指標菌を毎月検査 クリプトスポリジウムを３ヶ月に１回
過足簡易水道	地下水	レベル１	原水での大腸菌の確認 （４回/年）

４．水質検査計画

（１）検査項目及び検査頻度

毎 日 検 査

１日１回、代表する給水栓において、色・濁り・残留塩素の検査を行います。

毎 月 検 査

１ヶ月に１回、管内を代表する給水栓において、水質変化の指標となる９項目について、水質検査を行います。さらに、水源により臭気原因物質のジェオスミン・２－メチルイソボルネオールの２項目を藻類の発生時期（６～９月）に追加して検査を行います。

水質基準項目検査

３ヶ月に１回、管内を代表する給水栓において、水質基準項目２４項目の検査を行いますが、１回は水道水の安全を確認するため水質基準５１項目の検査を行います。

※六価クロム化合物の基準値が 0.05 から 0.02ｍｇ/ｌに変更されました。

原 水 検 査

最も水質が悪化する時期を考慮し、全ての水源地において、消毒副生成物を除いた水質基準項目３９項目の水質検査を行います。

クリプトスポリジウム検査

各浄水場において、クリプトスポリジウムのリスクレベルに応じた検査を行います。

農 薬 検 査

農薬の散布時期（６月）に１１４項目の検査を実施します。

放射性セシウム検査

週１回、放射性セシウムの検査を行います。（上水道・簡易水道）

（２）検査採水地点

三春町上水道

①　給水栓（浄水）

検査項目	検査頻度	検査地点
色・濁り・残留塩素	毎日	白山配水系（三春駅） 芹ケ沢配水系 （役場前トイレ） 山田配水系 （下舞木農業集落排水施設）
水質基準９項目 （６月～９月は１１項目）	月１回	
水質基準２４項目	年３回	
水質基準５１項目	年１回	

②　浄水場（原水）

検査項目	検査頻度	検査地点
水質基準３９項目	年１回	浄水場水質検査室
クリプトスポリジウム 指標菌	年４回 年１２回	浄水場水質検査室
農薬１１４項目 （６月）	年１回	大滝根川取水口

過足簡易水道

①　給水栓（浄水）

検査項目	検査頻度	検査地点
色・濁り・残留塩素	毎日	浄水場　給水栓
水質基準９項目 （６月～９月は１１項目）	月１回	
水質基準２４項目	年３回	
水質基準５１項目	年１回	

②　浄水場（原水）

検査項目	検査頻度	検査地点
水質基準３９項目	年１回	浄水場内　井戸取水栓
指標菌	年４回	浄水場内　井戸取水栓

（３）臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値をこえるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。

② 魚が死んで多数の浮上があるとき。

③ 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。

④ その他必要があると認められる場合。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

（４）水質検査方法

① 水質基準項目の検査方法は、水道基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）の規定の基づく、告示された検査方法により行います。

No.	水質検査項目	検査方法
1	一般細菌	標準寒天培地法
2	大腸菌	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法
4	水銀及びその化合物	還元気化―原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法
6	鉛及びその化合物	ﾌﾚｰﾑﾚｽｰ原子吸光光度法
7	ヒ素及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法
8	六価クロム化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法
9	亜硝酸態窒素	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）
10	シアン化合イオン及び塩化シアン	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）
12	フッ素及びその化合物	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）
13	ホウ素及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法
14	四塩化炭素	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法

15	1,4-ジオキサン	固相抽出-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
17	ジクロロエタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
18	テトラクロロエチレン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
19	トリクロロエチレン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
20	ベンゼン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
21	塩素酸	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）
22	クロロ酢酸	溶媒抽出-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
23	クロロホルム	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
24	ジクロロ酢酸	溶媒抽出-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
25	ジブロモクロロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
26	臭素酸	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法
27	総トリハロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
28	トリクロロ酢酸	溶媒抽出-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
29	ブロモジクロロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
30	プロモホルム	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
31	ホルムアルデヒト	溶媒抽出-誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
32	亜鉛及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法
33	アルミニウム及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法
34	鉄及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法
35	銅及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法
36	ナトリウム及びその化合物	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陽ｲｵﾝ類）
37	マンガン及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法
38	塩化物イオン	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法
40	蒸発残留物	重量法
41	陰イオン界面活性剤	固相抽出-高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ
42	ジェオスミン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
43	2-メチルイソボルネオール	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
44	非イオン界面活性剤	固相抽出-吸光光度法
45	フェノール類	溶媒抽出-誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法
46	有機物（TOC）	全有機炭素計測定法
47	PH 値	ガラス電極法
48	味	官能法
49	臭気	官能法
50	色度	透過光測定法
51	濁度	積分球式光電光度法

（５）水質検査を委託する当該委託内容（水質検査の精度と信頼性保証）

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を２０条登録機関に委託する。
委託については、精度と信頼性を考慮する。

① 水道水質検査において、その精度と信頼性の保証は、極めて重要であり、ＧＬＰの考え方を取り入れた体制を導入する必要がある。検査に関し、ＧＬＰの考え方を取り入れた信頼性保証システムとして、ＩＳＯ１７０２５が定められており、飲料水検査においてＧＬＰ及びＩＳＯ１７０２５の認定検査機関とする。

② 検査される水質項目については、原則として基準値の１／１０までの測定値が得られ､かつ基準値の１／１０付近の濃度で変動係数が､有機物では２０％以下、無機物では１０％以下で測定すること。

③ 委託業務において全ての項目が自社分析できる検査機関とする。

④ 臨時（緊急時）の水質検査において、少なくとも３日で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関とする。

⑤ 内部及び外部において精度管理を実施していること。

⑥ 試料採取方法・運搬・受領等の作業手順等を明確にすること。

⑦ 採水は検査員（厚生労働省登録）が実施すること。

解説：ＧＬＰ　優良試験所基準で食品検査・医薬品の分野では既に実施されている
　　ＩＳ０１７０２５　試験所及び校正機関についての国際標準規格

プラズマ発光分光分析装置

原子吸光分光分析装置

（６）水質管理において留意すべき事項

浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し、評価を行う。

① 管理計画の見直しについては、過去の検査結果等を考慮し、毎年実施する。
② 計画外項目に関しては、必要があると思われる場合に臨時の水質検査として取り入れていく。

５ お客様の声と水質検査

安全でおいしい水を提供するために、水質検査計画と検査結果を公表し、これらの事項につきまして、町民の皆様からご意見を頂いて、水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

お客様の皆様からの声や、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていくため、下図のような流れで見直しを行いますので、皆様のご意見をいただければ幸いです。水質計画書は企業局で公表しております。

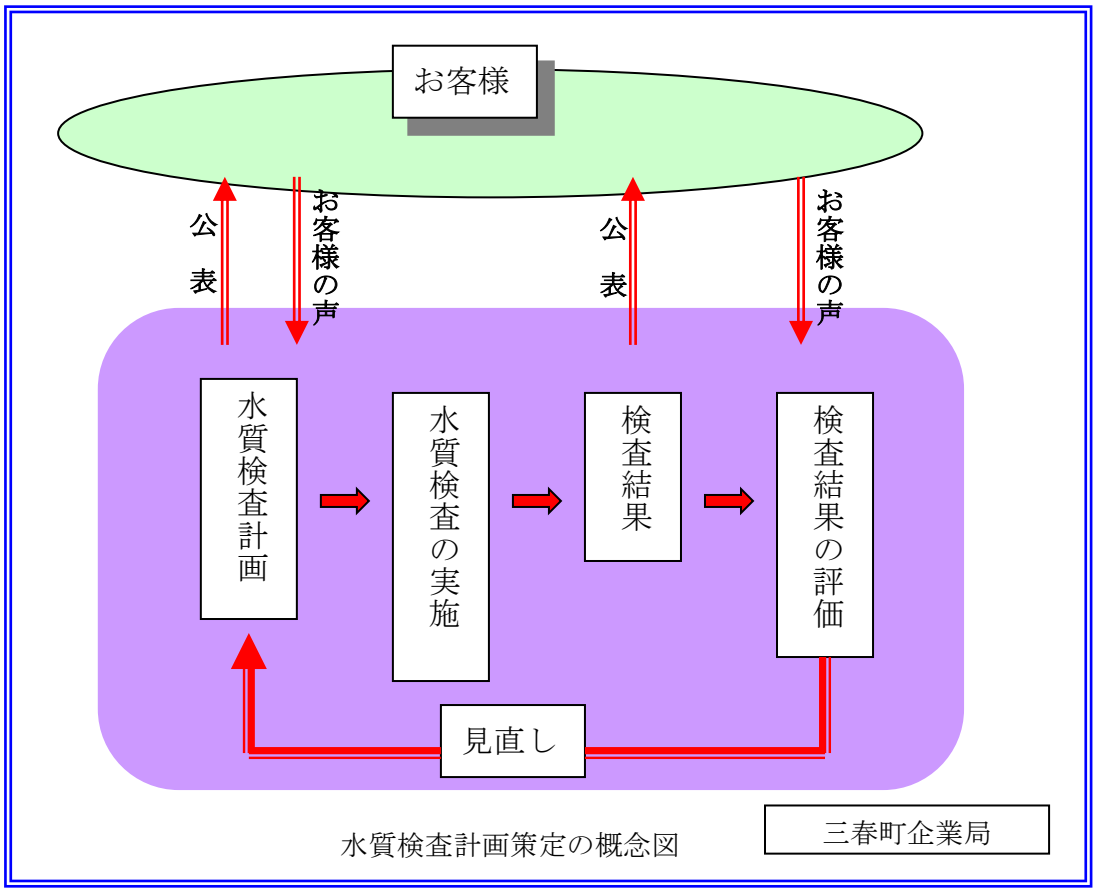

水質検査計画策定の概念図

6　水質事故への速やかな対応

常に水道水質に管理を万全なものにするために、県中保健所・近隣市町村等の連携も大切です。三春町企業局においては、以下の取り組みに努めます。

①　ご利用者（お客様）との関係

ご利用者から寄せられる水質の苦情には、的確に対応するよう努めます。また、水道水質をより知っていただくため、情報を提供致します。

②　県及び町との連携

水質汚染事故が発生した場合は、河川等水質事故（油流出等）緊急連絡系統図を活用し、速やかに関係機関に通報すると共に、必要な助言を受け、安全なおいしい水の提供に努めます。

③　水質検査委託機関との連携

水質汚染事故には、素早く的確に対応できるよう、水質検査委託機関との連携に努めます。

法令検査、独自検査など水道水の安全性を保証するため、水質検査計画を作成し、公表しています。皆様のご意見は下記までご連絡下さい。

三春町企業局
水道・宅造グループ
三春町大字込木字大志田 201
ＴＥＬ．0247-62-2500
ＦＡＸ．0247-62-2666
メール．suido-takuzo@town.miharu.lg.jp

令和２年度　水質検査計画表

三春町企業局

番号	項　目　名	基準値	単位	毎月検査	3ヵ月に1回の検査	設　定　理　由
1	一般細菌	100	100個/ml以下	8	4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
2	大腸菌	検出されないこと	検出されない	8	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l		1	
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l		1	※1
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l		1	①水源の状況に汚染の可能性が少ない。
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l		1	②過去の検査結果が基準値の1/2以下である。
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l		1	①②により検査項目は省略するが、安全確認ため、年1回検査を行う。
8	六価クロム化合物	0.02	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l		4	消毒副生成物であり、検査項目の省略はできない。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l		4	安全性確認のため基本の検査頻度で実施する。
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l		1	
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/l		1	
14	四塩化炭素	0.002	mg/l		1	※1
15	1，4－ジオキサン	0.05	mg/l		1	①水源の状況に汚染の可能性が少ない。
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l		1	②過去の検査結果が基準値の1/2以下である。
17	ジクロロエタン	0.02	mg/l		1	①②により検査項目は省略するが、安全確認ため、年1回検査を行う。
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l		1	
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l		1	
20	ベンゼン	0.01	mg/l		1	
21	塩素酸	0.6	mg/l		4	
22	クロロ酢酸	0.02	mg/l		4	
23	クロロホルム	0.06	mg/l		4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	mg/l		4	消毒副生成物のため検査項目の省略はできない。基本の検査頻度で実施する。
26	臭素酸	0.01	mg/l		4	
27	総トリハロメタン	0.1	mg/l		4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/l		4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/l		4	
30	ブロモホルム	0.09	mg/l		4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/l		4	
32	亜鉛及びその化合物	1	mg/l		1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l		1	
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l		1	
35	銅及びその化合物	1	mg/l		1	※1
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l		1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l		1	
38	塩化物イオン	200	mg/l	8	4	水道水の性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	mg/l		1	
40	蒸発残留物	500	mg/l		1	※1
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l		1	
42	ジェオスミン	0.00001	mg/l	3	1	原因となる藻類の発生時期（6月～9月）に検査を実施する。
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l	3	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l		1	※1
45	フェノール類	0.005	mg/l		1	
46	有機物（TOC）	3	mg/l	8	4	安全性及び、性状確認のため、基本の検査頻度で実施する。
47	PH値	5.8～8.6		8	4	
48	味	異常でない		8	4	
49	臭気	異常でない		8	4	
50	色度	5	度	8	4	
51	濁度	2	度	8	4	

令和2年度　水質検査(月別)　　三春町企業局

	項　目　名	4月	5月	6月	7月	原水	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物				○	○							
4	水銀及びその化合物				○	○							
5	セレン及びその化合物				○	○							
6	鉛及びその化合物				○	○							
7	ヒ素及びその化合物				○	○							
8	六価クロム化合物	○			○	○			○			○	
9	亜硝酸態窒素	○			○	○			○			○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○	○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○	○			○			○	
12	フッ素及びその化合物				○	○							
13	ホウ素及びその化合物				○	○							
14	四塩化炭素				○	○							
15	1，4－ジオキサン				○	○							
16	シス－1,2－ジクロロエチレン 及びトランス－1,2-ジクロロエチレン				○	○							
17	ジクロロエタン				○	○							
18	テトラクロロエチレン				○	○							
19	トリクロロエチレン				○	○							
20	ベンゼン				○	○							
21	塩素酸	○			○				○			○	
22	クロロ酢酸	○			○				○			○	
23	クロロホルム	○			○				○			○	
24	ジクロロ酢酸	○			○				○			○	
25	ジブロモクロロメタン	○			○				○			○	
26	臭素酸	○			○				○			○	
27	総トリハロメタン	○			○				○			○	
28	トリクロロ酢酸	○			○				○			○	
29	ブロモジクロロメタン	○			○				○			○	
30	ブロモホルム	○			○				○			○	
31	ホルムアルデヒド	○			○				○			○	
32	亜鉛及びその化合物				○	○							
33	アルミニウム及びその化合物				○	○							
34	鉄及びその化合物				○	○							
35	銅及びその化合物				○	○							
36	ナトリウム及びその化合物				○	○							
37	マンガン及びその化合物				○	○							
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○	○							
40	蒸発残留物				○	○							
41	陰イオン界面活性剤				○	○							
42	ジェオスミン			○	○	○	○	○					
43	2－メチルイソボルネオール			○	○	○	○	○					
44	非イオン界面活性剤				○	○							
45	フェノール類				○	○							
46	有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

令和元年度

三春町上水道 白山配水系　（浄水）

飲料水定期水質検査結果書

検査項目	水質基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			4/10	5/16	6/12	7/10	8/8	9/11	10/9	11/13	12/11	1/15	2/12	3/11
一般細菌	100個/mL以下	個/mL	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌	検出されないこと	－	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
塩化物イオン	200mg/L以下	mg/L	14	20	15	12	15	15	14	12	12	13	15	18
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	mg/L	0.7	1.0	1.3	1.1	1.2	1.0	1.0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.8
ｐＨ値	5.8以上8.6以下	－	7.3	7.1	7.2	7.2	7.3	7.3	7.3	7.4	7.4	7.3	7.5	7.3
味	異常でないこと	－	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	－	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
濁度	2度以下	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	mg/L	<0.004	－	－	<0.004	－	－	<0.004	－	－	<0.004	－	－
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	mg/L	1.4	－	－	1.2	－	－	1.2	－	－	1.3	－	－
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/L以下	mg/L	－	－	－	50	－	－	－	－	－	－	－	－
蒸発残留物	500mg/L以下	mg/L	－	－	－	110	－	－	－	－	－	－	－	－
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	mg/L	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－
クロロホルム	0.06mg/L以下	mg/L	0.010	－	－	0.026	－	－	0.020	－	－	0.006	－	－
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	mg/L	0.002	－	－	0.004	－	－	0.004	－	－	0.002	－	－
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	mg/L	0.004	－	－	0.012	－	－	0.010	－	－	0.004	－	－
ブロモホルム	0.09mg/L以下	mg/L	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－
総トリハロメタン	0.1mg/L以下	mg/L	0.016	－	－	0.042	－	－	0.034	－	－	0.012	－	－
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	mg/L	<0.008	－	－	<0.008	－	－	<0.008	－	－	<0.008	－	－
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	mg/L	<0.002	－	－	<0.002	－	－	<0.002	－	－	<0.002	－	－
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	mg/L	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	mg/L	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－
臭素酸	0.01mg/L以下	mg/L	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－
塩素酸	0.6mg/L以下	mg/L	0.08	－	－	0.22	－	－	0.39	－	－	0.18	－	－
ジェオスミン	0.00001mg/L以下	mg/L	－	－	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	－	－	－	－	－	－
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	mg/L	－	－	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	0.002mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	－	－	－
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及び ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.004	－	－	－	－	－	－	－	－
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	－	－	－
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.0003	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.00005	－	－	－	－	－	－	－	－
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	－	－	－
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.08	－	－	－	－	－	－	－	－
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.01	－	－	－	－	－	－	－	－
銅及びその化合物	1.0mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.01	－	－	－	－	－	－	－	－
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	mg/L	－	－	－	8.6	－	－	－	－	－	－	－	－
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	－	－	－
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.02	－	－	－	－	－	－	－	－
フェノール類	0.005mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.0005	－	－	－	－	－	－	－	－
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.1	－	－	－	－	－	－	－	－
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	mg/L	－	－	－	0.02	－	－	－	－	－	－	－	－
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	－	－	－
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	－	－	－
判定			適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

＜：未満を表します。

令和元年度

三春町上水道 芹ヶ沢配水系　（浄水）　　飲料水定期水質検査結果書

検査項目	水質基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			4/10	5/16	6/12	7/10	8/8	9/11	10/9	11/13	12/11	1/15	2/12	3/11
一般細菌	100個/mL以下	個/mL	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0
大腸菌	検出されないこと	－	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
塩化物イオン	200mg/L以下	mg/L	15	19	16	13	15	15	15	12	12	15	14	16
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	mg/L	0.6	1	1.3	1.1	1.2	1.0	0.8	0.8	0.8	0.6	0.6	0.7
ｐＨ値	5.8以上8.6以下	－	7.5	7.5	7.6	7.4	7.6	7.5	7.6	7.7	7.7	7.5	7.6	7.6
味	異常でないこと	－	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	－	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
濁度	2度以下	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	mg/L	<0.004	－	－	<0.004	－	－	<0.004	－	－	<0.004	－	－
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	mg/L	1.5	－	－	1.2	－	－	1.2	－	－	1.3	－	－
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.03	－	－	－	－	－	－	－	－
ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/L以下	mg/L	－	－	－	55	－	－	－	－	－	－	－	－
蒸発残留物	500mg/L以下	mg/L	－	－	－	110	－	－	－	－	－	－	－	－
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	mg/L	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－
クロロホルム	0.06mg/L以下	mg/L	0.009	－	－	0.025	－	－	0.020	－	－	0.006	－	－
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	mg/L	0.002	－	－	0.005	－	－	0.005	－	－	0.002	－	－
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	mg/L	0.004	－	－	0.013	－	－	0.010	－	－	0.005	－	－
ブロモホルム	0.09mg/L以下	mg/L	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－
総トリハロメタン	0.1mg/L以下	mg/L	0.015	－	－	0.043	－	－	0.035	－	－	0.013	－	－
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	mg/L	<0.008	－	－	<0.008	－	－	<0.008	－	－	<0.008	－	－
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	mg/L	<0.002	－	－	<0.002	－	－	<0.002	－	－	<0.002	－	－
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	mg/L	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	mg/L	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－
臭素酸	0.01mg/L以下	mg/L	<0.001	－	－	0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－
塩素酸	0.6mg/L以下	mg/L	0.08	－	－	0.23	－	－	0.36	－	－	0.19	－	－
ジェオスミン	0.00001mg/L以下	mg/L	－	－	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	－	－	－	－	－	－
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	mg/L	－	－	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	0.002mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	－	－	－
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及び ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.004	－	－	－	－	－	－	－	－
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	－	－	－
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.0003	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.00005	－	－	－	－	－	－	－	－
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	－	－	－
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.08	－	－	－	－	－	－	－	－
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.01	－	－	－	－	－	－	－	－
銅及びその化合物	1.0mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.01	－	－	－	－	－	－	－	－
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	mg/L	－	－	－	8.8	－	－	－	－	－	－	－	－
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	－	－	－
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.02	－	－	－	－	－	－	－	－
フェノール類	0.005mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.0005	－	－	－	－	－	－	－	－
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.1	－	－	－	－	－	－	－	－
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	mg/L	－	－	－	0.02	－	－	－	－	－	－	－	－
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	－	－	－
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	－	－	－
判定			適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

<：未満を表します。

令和元年度

三春町上水道 山田配水系　（浄水）　　飲料水定期水質検査結果書

検査項目	水質基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			4/10	5/16	6/12	7/10	8/8	9/11	10/9	11/13	12/11	1/15	2/12	3/11
一般細菌	100個/mL以下	個/mL	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌	検出されないこと	－	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
塩化物イオン	200mg/L以下	mg/L	15	19	16	13	15	14	15	12	12	14	14	15
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	mg/L	0.9	1.0	1.2	1.0	1.1	1.0	0.8	0.7	0.8	0.7	0.5	0.7
ｐＨ値	5.8以上8.6以下	－	7.4	7.3	7.4	7.3	7.5	7.4	7.5	7.5	7.6	7.4	7.5	7.4
味	異常でないこと	－	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	－	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
濁度	2度以下	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	mg/L	<0.004	－	－	<0.004	－	－	<0.004	－	－	<0.004	－	－
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	mg/L	1.5	－	－	1.3	－	－	1.2	－	－	1.3	－	－
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.03	－	－	－	－	－	－	－	－
ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/L以下	mg/L	－	－	－	54	－	－	－	－	－	－	－	－
蒸発残留物	500mg/L以下	mg/L	－	－	－	110	－	－	－	－	－	－	－	－
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	mg/L	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－
クロロホルム	0.06mg/L以下	mg/L	0.01	－	－	0.026	－	－	0.020	－	－	0.007	－	－
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	mg/L	0.002	－	－	0.004	－	－	0.005	－	－	0.002	－	－
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	mg/L	0.004	－	－	0.013	－	－	0.010	－	－	0.005	－	－
ブロモホルム	0.09mg/L以下	mg/L	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－
総トリハロメタン	0.1mg/L以下	mg/L	0.016	－	－	0.043	－	－	0.035	－	－	0.014	－	－
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	mg/L	<0.008	－	－	<0.008	－	－	<0.008	－	－	<0.008	－	－
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	mg/L	<0.002	－	－	<0.002	－	－	<0.002	－	－	<0.002	－	－
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	mg/L	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	mg/L	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－	<0.003	－	－
臭素酸	0.01mg/L以下	mg/L	<0.001	－	－	0.001	－	－	<0.001	－	－	<0.001	－	－
塩素酸	0.6mg/L以下	mg/L	0.08	－	－	0.23	－	－	0.38	－	－	0.19	－	－
ジェオスミン	0.00001mg/L以下	mg/L	－	－	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	－	－	－	－	－	－
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	mg/L	－	－	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	0.002mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	－	－	－
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及び ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.004	－	－	－	－	－	－	－	－
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	－	－	－
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.0003	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.00005	－	－	－	－	－	－	－	－
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	－	－	－
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	mg/L	－	－	－	0.08	－	－	－	－	－	－	－	－
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.01	－	－	－	－	－	－	－	－
銅及びその化合物	1.0mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.01	－	－	－	－	－	－	－	－
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	mg/L	－	－	－	8.7	－	－	－	－	－	－	－	－
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	－	－	－
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.02	－	－	－	－	－	－	－	－
フェノール類	0.005mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.0005	－	－	－	－	－	－	－	－
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.1	－	－	－	－	－	－	－	－
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	mg/L	－	－	－	0.02	－	－	－	－	－	－	－	－
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	－	－	－
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	－	－	－
判定			適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

く：未満を表します。

令和元年度

三春町上水道取水口　(原水)

飲料水定期水質検査結果書

検　査　項　目	水 質 基 準 値	単 位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			4/10	5/16	6/12	7/10	8/8	9/11	10/9	11/13	12/11	1/15	2/12	3/11
一般細菌	100個/mL以下	個/mL	－	－	－	3400	－	－	－	－	－	－	－	－
大腸菌	検出されないこと	－	－	－	－	検出する	－	－	－	－	－	－	－	－
塩化物イオン	200mg/L以下	mg/L	－	－	－	7.3	－	－	－	－	－	－	－	－
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	mg/L	－	－	－	1.9	－	－	－	－	－	－	－	－
ｐＨ値	5.8以上8.6以下	－	－	－	－	7.6	－	－	－	－	－	－	－	－
味	異常でないこと	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
臭気	異常でないこと	－	－	－	－	微土臭	－	－	－	－	－	－	－	－
色度	5度以下	度	－	－	－	14	－	－	－	－	－	－	－	－
濁度	2度以下	度	－	－	－	6.3	－	－	－	－	－	－	－	－
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	mg/L	－	－	－	1.2	－	－	－	－	－	－	－	－
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	mg/L	－	－	－	0.011	－	－	－	－	－	－	－	－
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	mg/L	－	－	－	0.44	－	－	－	－	－	－	－	－
ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/L以下	mg/L	－	－	－	53	－	－	－	－	－	－	－	－
蒸発残留物	500mg/L以下	mg/L	－	－	－	140	－	－	－	－	－	－	－	－
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
ジェオスミン	0.00001mg/L以下	mg/L	－	－	－	0.000002	－	－	－	－	－	－	－	－
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.000001	－	－	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	0.002mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	－	－	－	－
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及び ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.004	－	－	－	－	－	－	－	－
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	－	－	－
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.0003	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.00005	－	－	－	－	－	－	－	－
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	－	－	－	－
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	－	－	－
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.08	－	－	－	－	－	－	－	－
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.01	－	－	－	－	－	－	－	－
銅及びその化合物	1.0mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.01	－	－	－	－	－	－	－	－
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	mg/L	－	－	－	6.8	－	－	－	－	－	－	－	－
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	mg/L	－	－	－	0.053	－	－	－	－	－	－	－	－
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.02	－	－	－	－	－	－	－	－
フェノール類	0.005mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.0005	－	－	－	－	－	－	－	－
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.1	－	－	－	－	－	－	－	－
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	mg/L	－	－	－	0.14	－	－	－	－	－	－	－	－
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	－	－	－	－
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	mg/L	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	－	－	－	－
クリプトスポリジウム	－	個/10L	0	－	－	0	－	－	0	－	－	0	－	－
嫌気性芽胞菌	－	個/100mL	91	59	34	34	44	22	44	8	26	16	50	420
ジアルジア	－	個/10L	0	－	－	0	－	－	0	－	－	0	－	－
大腸菌数	－	MPN/100ml	71	51	1.1×10^{2}	52	43	78	1.7×10^{2}	1.7×10^{2}	2.6×10^{2}	2.9×10^{2}	2.1×10^{2}	1.2×10^{3}
判　定														

く：未満を表します。

（参考資料）

水質基準項目の説明

区分		項　目	基準値(mg/l)	説　明
病原生物の指標	1	一般細菌	100個以下	水の一般的洗浄度を示す指標です。これが著しく増加した場合にはし尿、下水、排水等による病原生物に汚染されている疑いがあります。一般には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。
	2	大腸菌	検出されないこと	水系感染症の主な病原菌は人や動物の糞便に由来しており、大腸菌が検出された場合には、病原生物に汚染されている疑いがあります。一般には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。
無機物質・重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	蓄積性の有害物質で、長期間にわたり摂取すると腎機能障害や骨障害をもたらします。イタイイタイ病の原因物質として知られています。自然界に広く分布。鉱山、工場排水混入のおそれ。
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	急性中毒の場合は口内炎、下痢、腎障害、慢性中毒では貧血、白血球減少、手足の知覚喪失の症状となります。水俣病は、有機水銀であるメチル水銀が原因で発生したことが知られています。自然水中ではほとんど検出されません。工場排水のおそれ。
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	金属セレンは毒性が少ないが、化合物には猛毒のものが多い。粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状を起こします。鉱山や工場排水混入のおそれ。
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振などの中毒症状を起こすことが知られています。昔から水道管に使用され溶けにくいといわれていましたが、最近は溶出が問題となっています。
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	蓄積性があり、感覚異常や皮膚の角化、末梢性神経症などを起こします。ヒ素による健康被害は、西日本一帯で起きた森永ヒ素ミルク中毒事件が知られています。農薬、殺虫剤、医薬品、除草剤混入のおそれ。
	8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	六価のクロムは毒性が強く、多量に摂取した場合は、嘔吐、下痢、尿毒症などの症状を起こします。鉱山、工場排水混入のおそれ。
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。基準値は2つの合計値です。
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	強い毒性があり、口から摂取すると粘膜から急速に吸収され、頭痛、吐き気、けいれん等を起こします。シアン化カリウムは青酸カリとして知られています。自然水中ではほとんど検出されません。工場排水混入のおそれ。
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことあります。基準値は2つの合計値です。
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれることがあります。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の原因となります。
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	中毒症状は、下痢、嘔吐などを起こします。この化合物で、なじみのあるものにホウ酸があります。ホウ酸は刺激が少なく温和な消毒剤として使用されてきましたが、傷のある皮膚や粘膜などから速やかに吸収され、中毒症状を引き起こします。現在では、目の洗浄や消毒のみに使用されています。工場排水混入のおそれ。

区分		項　目	基準値(mg/l)		項　目	基準値(mg/l)	説　明
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002以下	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂材、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水を汚染する物質で、発ガン性があることが知られています。
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	19	トリクロロエチレン	0.01以下	
	16	シス1.1-ジクロロエチレン及び1.2-ジクロロエチレン	0.04以下	20	ベンゼン	0.01以下	
	17	ジクロロメタン	0.02以下				
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6以下	27	総トリハロメタン	0.1以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される副生成物です。中でもクロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムはトリハロメタンと呼ばれ、発ガン性があることが知られています。
	22	クロロ酢酸	0.02以下	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	
	23	クロロホルム	0.06以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	30	ブロモホルム	0.09以下	
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	
	26	臭素酸	0.01以下				

区分	項　目		基準値(mg/l)	説　明
色・味	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	水道管の亜鉛メッキ鋼管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると白く濁ります。他に鉱山、工場排水混入のおそれ。
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	原水の処理過程で使用する凝集剤に含まれます。高濃度に含まれると白く濁る原因となります。自然界には土壌、水、動植物などに化合物の形で含まれます。浄水場ではポリ塩化アルミニウムが凝集剤に使用されています。
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	水道管の鉄管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると異臭味や赤水となり、洗濯物を着色する原因となります。
	35	銅及びその化合物	1.0以下	給水装置などに使用される銅管などから溶け出すことがあります。高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	過剰に摂取すると高血圧症等が懸念されます。基準値を超えると水の味に影響するようになります。自然界に広く分布。水道では次亜塩素酸ナトリウムによる消毒処理に使用されています。
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	管の壁に付着し、はく離して流出すると黒い水の原因となります。基準値を超えると黒く濁る原因となります。主に地質に起因。河川では低層水の溶存酸素が少なくなると底質から溶出してくることもあります。着色原因に。
	38	塩化物イオン	200以下	基準値を超えると塩味を感じるようになります。また、金属を腐食させる原因となります。自然水中に含まれます。多くは地質に由来。水道中の塩素イオンは凝集剤、消毒剤使用によって増加。
	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	硬度とは、カルシウムとマグネシウムの合計量で、硬度が高いとセッケンの泡立ちが悪くなり、また、胃腸を害して下痢を起こす場合があります。味は、硬度が高いと口に残るような味がし、低すぎると淡泊でコクのない味がします。
	40	蒸発残留物	500以下	水をそのまま蒸発させたときに残る物質の総量で、その成分は主にカルシウム、マグネシウム、ナトリウムなど無機塩類や有機物です。残留物が多いと苦みや渋い味となり、適度に含まれるとまろやかな味になります。
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
臭気	42	ジェオスミン	0.00001以下	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因になります。自然環境中には存在せず、微生物が生分解することは困難。セッケン、洗剤、可溶化剤などに使用。
臭気	45	フェノール類	0.005以下	この物質が含まれる原水を塩素処理すると、クロロフェノールが生成され水に異臭味を与えるようになります。自然水中には含まれません。工場排水、防錆、防腐剤混入のおそれ。
味	46	有機物(全有機炭素の量)	3以下	水中に存在する有機物中の炭素を有機炭素または全有機炭素(TOC)といい、水中の有機物濃度を推定する指標として用いられます。下水、し尿、汚水等を多く含む水の混入、汚染プランクトン類の繁殖の疑い。
基礎的性状	47	pH値	5.8以上～8.6以下	水の酸性やアルカリ性の程度を表す指標で、7が中性。7より小さいほど酸性が強く、7より大きいほどアルカリ性が強くなります。地下水は二酸化炭素が多く含まれているので微酸性のことが多く、配管やポンプが錆びやすい。
	48	味	異常でないこと	水の味は、地質、化学薬品などの混入や藻類等微生物の繁殖によるものの他、配管の腐食などに起因することがあります。
	49	臭気	異常でないこと	水の臭気は、藻類等や放線菌等によるカビ臭物質、フェノールなどの有機化合物が原因です。水の塩素処理によるカルキ臭、水道管の内面塗装剤に由来することもあります。
	50	色度	5度以下	水の色の程度を数値で示すもの。色の原因は、主にフミン質と呼ばれる植物等が微生物により分解された有機高分子化合物や鉄やマンガン等金属類です。赤水は鉄、黒水はマンガン、青水は銅が原因。
	51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を数値で示すもの。濁りの原因は、主に管内のサビや堆積物が流出した微粒子で、粘土性物質、鉄さび、有機物質などです。給水栓水の濁りは配・給水施設や管の異常を示します。